

経営会議の内容

件 名	大和市立図書館条例の一部改正について
所 管 部	文化スポーツ部
日時・場所	平成29年4月24日（月） 9：55 ～ 10：30 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、図書・学び交流課長
提 出 理 由	中央林間地区街づくりビジョンに基づき図書館を整備し、その管理運営手法を定めること及び渋谷学習センター図書室を図書館法に基づく図書館とすることに伴い、大和市立図書館条例を一部改正する必要があることから、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 - 中央林間図書館の指定管理料の見通しはどうなっているか。また、渋谷学習センターの図書室を図書館とするにあたり、蔵書数の増加は検討しているか。 （所管部）中央林間図書館の指定管理料は、概算で年間5～6千万円程度になると見込んでいる。渋谷図書館の蔵書については、指定管理者制度導入までに工夫していきたい。 - 図書館法に基づく図書館となると、どのようなサービスが可能になるのか。 （所管部）館長の配置のほか、レファレンスサービスの充実などが可能となる。 - 市民にとっては、学習センターの図書室と新しい図書館で、それほど機能が変わったという印象を受けないと思うがどうか。 （所管部）学習センターの図書室も含め、図書館の一体的な運営が可能となることから、予約図書の提供等、サービスの充実を図ることができると捉えている。 - 図書館及び学習センターの図書室について、平成33年度から一括して指定管理とする予定で、その期間は5年を想定していると思う。民間による大きな投資と、それによるサービスの向上を見据えているのであれば、5年を超える期間の検討があっても良いのではないか。 - 文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例を改正し、中央林間図書館と渋谷図書館及び各学習センターも位置付けていくとなれば、文化創造拠点運営審議会の負担が増すと思うが、委員定数の拡大等は検討しているか。また、社会教育委員会との役割分担はどのように考えているか。 （所管部）委員定数の拡大等については、将来的な課題と捉えている。社会教育委員会では、文化創造拠点の運営に対する意見の表明はもとより、社会教育全般にわたって意見を述べていただく機関としての役割を担っていく。 - 北部と南部に図書館ができることは、市民に向けて読書施策を推進していく絶好の機会である。指定管理者による管理とするならば、その好機を存分に生かせるような仕様が求められる。 - 民間施設の中に整備する中央林間図書館については、民間側の都合で休館日が変動することもあると思うが、休館日を条例に定めることで問題は生じないのか。 （所管部）条例には、休館日を民間側の管理に応じて変更できるように規定していく。

	・資料には、中央林間図書館と渋谷図書館は市立図書館の分館機能を擁すとあるが、どのような意図か。 （所管部）現在、各学習センターの選書も一括して市立図書館で行うなど、中央館方式をとっており、中央林間図書館の新設と、渋谷学習センターの図書室の図書館化によっても、その方式は継続するという趣旨である。 ・図書館と各学習センター図書室の運営を指定管理者が一括して担うと、各施設を所管してきた図書・学び交流課ではどのような業務を継続していくのか。 （所管部）図書館等の運営に関する直接的な業務はなくなるものの、子ども読書活動の推進のほか、市全体の図書館施策や読書活動の啓発などを担っていく。
会議結果	案のとおり、進めていく。